

第5回

「公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議」

日時：令和7年9月1日（月）10:00～11:00

会場：ホテル熊本テルサ1階「テルサルーム」

次 第

1 挨拶

2 議事

公民連携による熊本県有のスポーツ施設整備に関する提言書（案）
について

3 その他

令和7年度 公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議委員

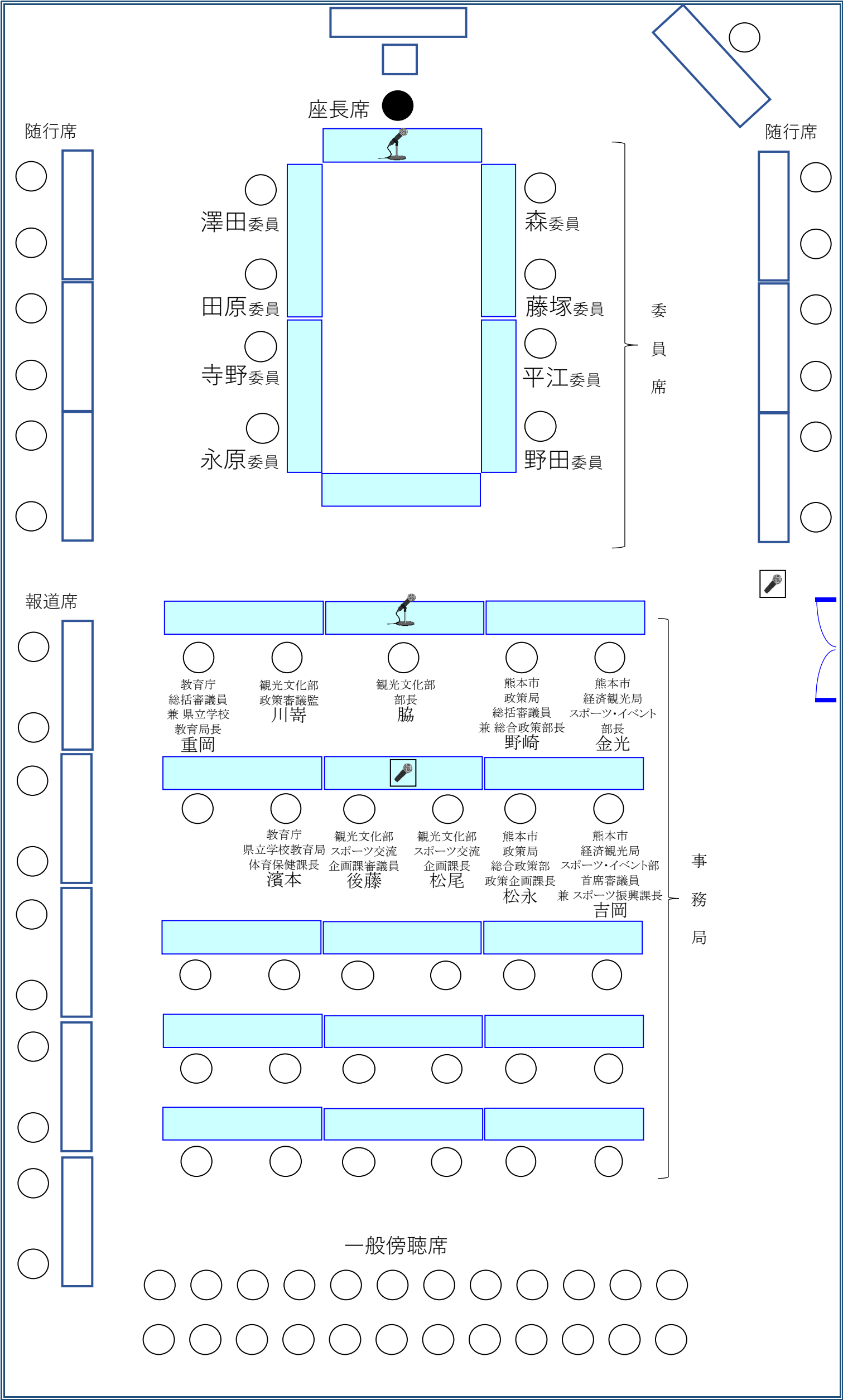
(50音順 敬称略)

	氏名	所属
1	鬼塚 博光 (おにつか ひろみつ)	熊本県高等学校体育連盟 会長
2	澤田 道夫 (さわだ みちお)	熊本県立大学 総合管理学部 教授 大学院アドミニストレーション研究科 研究科長
3	田原 謙一郎 (たはら けんいちろう)	前 日本銀行 熊本支店 支店長
4	塚本 直子 (つかもと なおこ)	熊本県障害者スポーツ・文化協会 理事
5	寺野 慎吾 (てらの しんご)	熊本県スポーツ施設協会 会長
6	永原 聖也 (ながはら せいや)	熊本商工会議所 都市戦略委員会 委員長
7	野田 珠実 (のだ たまみ)	熊本経済同友会 副代表幹事
8	平江 公一 (ひらえ こういち)	公益財団法人 熊本県スポーツ協会 専務理事
9	藤塚 千秋 (ふじつか ちあき)	熊本学園大学 社会福祉学部 ライフ・ウェルネス学科 教授
10	森 敬輔 (もり けいすけ)	公益社団法人 熊本県観光連盟 会長

第5回 公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議

座席表

令和7年(2025年)9月1日(月) 午前10時から
ホテル熊本テルサ 1階 テルサルーム



公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議設置要綱

（目的）

第1条 老朽化等の課題を抱えるスポーツ施設の整備の方向性を県において決定するに当たり、スポーツを「する側」と「見る側」の視点や、各施設が地域のまちづくり・地方創生に有する価値等を踏まえ、民間活力の導入や民間事業者主体の整備を含め、様々な観点から検討を行うことを目的に、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（役割）

第2条 検討会議は、前条の趣旨に則り、次の事項について検討する。

- （１） 公民連携によるスポーツ施設の整備に関すること。
- （２） その他必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 検討会議は、知事が委嘱する委員により構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。ただし、協議が令和6年度（2024年度）中に終了しない場合は、1年間任期を延長できるものとする。また、委員の再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、新たに委員を選任することができる。
- 4 新たな委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（運営）

第4条 検討会議は、県が招集する。

- 2 検討会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 検討会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長は、検討会議を代表し会議を総括する。
- 5 検討会議には、委員の代理者の出席を認める。
- 6 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 7 検討会議は、原則公開とする。

（関係者の出席）

第5条 検討会議は、必要と認めるときは、委員以外の出席を認め、意見及び説明を徴取することができる。

（報償費及び旅費）

第6条 委員（代理出席者含む。）には、「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

（事務局）

第7条 検討会議の事務局は、観光文化部スポーツ交流企画課が担当する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）10月15日から施行する。

公民連携による熊本市有のスポーツ施設整備に関する提言書(案)【概要】

公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議

- 「公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議」は、老朽化等の課題を抱える4つの熊本市有のスポーツ施設の整備の方向性を熊本市において決定するに当たり、まちづくり・地方創生に有する価値等を踏まえ、民間活力の導入等を含めた様々な観点から検討を行うことを目的に、令和6年7月に県が設置。
- 本検討会議は、10名の有識者で構成され、5回の会議を重ね、次の7つの視点を踏まえ、それぞれの整備の方向性と優先順位について検討し、取りまとめた。

①一般利用と興行の関係 ②まちづくりの視点 ③立地・交通アクセス ④必要な規模・機能 ⑤民間・市町村との連携 ⑥整備・運営の主体・手法 ⑦コスト・財源・財政負担

整備の方向性

藤崎台県営野球場 (リブワーク藤崎台球場)

【移転再整備】

- 施設・設備の老朽化が進んでいる他、スポーツを「みる」ニーズや野球以外の用途に十分に対応できておらず、再整備が必要。
- 現地再整備に当たっての関係法令との調整のハードルの高さなどから、「移転再整備」が最も適当。

【付帯意見】

- 移転先の選定(駅近・街中)
- 新球場の需要創出
- 現球場の取扱い(熊本市との連携)

熊本武道館

【改修】

- 施設・設備が老朽化しているものの、県内武道界の象徴的施設であり、関係競技団体からの施設の存続と空調設置や環境改善を望む意向を尊重し、当面、「改修」とすることが最も適当。

【付帯意見】

- 早急な改修対応
- 新武道館整備のあり方検討

県立総合体育館

【現地再整備】

- 従来の社会体育施設としての役割に加え、国際スポーツ大会やプロスポーツ等への対応が求められており、再整備が必要。
- 体育館は、全天候型で汎用性が高く、現在地が「駅近・街中」であること等から、民間投資等も期待でき、「現地再整備」が最も適当。

【付帯意見】

- スピード感を持った整備推進
- 周辺まちづくり(熊本市との連携)

県民総合運動公園陸上競技場 (えがお健康スタジアム)

【現状維持(アクセス改善)】

- 築27年と比較的新しく、ラグビーワールドカップ2019の際に改修が行われている。
- 最大の課題は、周辺道路の渋滞であり、ハード・ソフト両面での対策が進められていることから、「現状維持」とし、「交通アクセスの改善」に努めることが最も適当。

【付帯意見】

- 将来的な球技専用スタジアムの整備検討

優先順位

- 県立総合体育館(現地再整備)を最優先とし、次いで藤崎台県営野球場(移転再整備)とすることが最も適当。
- 【付帯意見】 藤崎台県営野球場は、県立総合体育館の現地再整備から間を置かずに取り組むこと。
- 熊本武道館の「改修」は、優先順位に関わらず、早急に取組みを進めること。

観 点	施 設	藤崎台県営野球場 【移転再整備】	熊本武道館 【改修】	県立総合体育館 【現地再整備】	陸上競技場 【現状維持】
①施設再生の必要性		◎	◎	◎	△
②民間投資等の可能性		○	△	◎	-
③施設再生の効果		◎	△	◎	-
優先順位		2	3	1	4

今後の検討に当たって

- スポーツ施設の再生は、県民の健康や充実した生活の実現に加え、交流人口の拡大や地域・経済の活性化につながる「地域の拠点」になりうる。そのためには、スポーツ施設の再生だけでなく、スポーツ大会やエンターテインメント性の高い大規模イベントの開催など、ソフト面での取組みも極めて重要。
- 施設の再生には多額の費用を要するため、民間のノウハウと投資の積極的活用が不可欠。地元経済界はもとより、国内外の民間事業者の協力を仰ぎながら、整備・維持管理経費の確保や賑わい創出のための民間投資の促進、集客の核となる大規模イベントの開催等、県と民間事業者が連携し取り組むことが望まれる。地元市町村との共創に加え、県民施設としての機運醸成を図るため、広く県民が当該施設を支える仕組みの導入についても検討していただきたい。

公民連携による熊本県有のスポーツ施設整備に関する

提 言 書

(案)

令和 7 年（2025 年） 月

公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議

目 次

1. はじめに
2. 再生に当たり考えるべき5つの基本的な考え方
3. 整備の方向性について
4. 優先順位について
5. 今後の検討に当たって

○公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議設置要綱

○公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議委員名簿

○参考資料（検討会議における方向性の考え方）

1. はじめに

熊本県が保有するスポーツ施設は、県民の健康体力づくりの一環としての利用、各種競技大会での利用、加えて、プロスポーツチームの本拠地としての利用など、幅広く利用されてきました。

その一方で、藤崎台県営野球場を始めとする4つの県有スポーツ施設※は老朽化など、様々な課題を抱えておりますが、その整備については、多額の費用と期間を要することから、これまで、熊本県、熊本県議会を始め、多くの議論がなされてきました。

※「藤崎台県営野球場（リブワーク藤崎台球場）」、「熊本武道館」、「熊本県立総合体育館」、「熊本県民総合運動公園陸上競技場（えがお健康スタジアム）」

そのため、蒲島前知事におかれても、県の総合戦略に方向性の取りまとめを明記し、検討を進められてきましたが、災害からの創造的復興など、対応すべき課題が山積していたことから、方向性決定には至りませんでした。

そのような中、木村新知事が改めてこの大きな課題に取り組まれるため、令和6年7月に「公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議」を設置され、老朽化等の課題を抱えるこれら4つのスポーツ施設の県としての整備の方向性を決定するに当たり、スポーツを「する」側・「みる」側の視点や、各施設が地域のまちづくり、地方創生に有する価値等を踏まえ、民間活力の導入や民間事業者主体の整備を含め、様々な観点から検討を行っていくこととなりました。

この検討会議は、10名の有識者で構成し、4つのスポーツ施設の整備の必要性や方向性、整備の優先順位付けなどを検討するため、各施設の現状や課題の共有、関係者へのヒアリング等を通じた施設整備のニーズの把握を行い、5回にわたり議論を重ねてきました。

第1回	令和6年	(2024年)	08月28日	県有スポーツ施設の課題と現状の共有等	
第2回	令和6年	(2024年)	11月25日	関係者(八代市、菊陽町、桜十字)の動向把握	等
第3回	令和7年	(2025年)	03月17日	競技団体等ヒアリング結果共有、論点整理	等
第4回	令和7年	(2025年)	07月18日	方向性(たたき台)の議論	等
第5回	令和7年	(2025年)	09月01日	提言書の取りまとめ	

この度、4つのスポーツ施設の整備の方向性や優先順位付けについて、検討会議としての意見を取りまとめましたので、本書のとおり提言いたします。

今後、本提言を踏まえ、県としてのスポーツ施設整備の方向性決定に向けた検討が速やかに進むとともに、県民をはじめとする多くの人々に夢を与え、親しまれ、くまもと新時代を創造する施設整備が早期に実現されることを期待しています。

公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議

座 長 澤 田 道 夫
 (熊本県立大学教授)

2. 再生に当たり考えるべき5つの基本的な考え方

第1回検討会議において、4つの県有スポーツ施設の整備の方向性を議論する中で、考えるべき5つの基本的な考え方が示されました。

① 施設の利用目的・役割

- ・それぞれの施設が持つ目的・役割を明確にすることが重要。県有施設である以上、社会体育施設・一般利用を念頭に置くことはもちろんのこと、アマチュアのみならず、プロスポーツチームの利用や国際スポーツ大会などにも対応することが必要。
- ・施設の魅力や収益の向上に加え、まちづくり・地域活性化にも繋げるためコンサート利用等の多目的用途を考えることが重要。防災や子ども、障がい者や外国の方の視点、その地域の課題を解決するために何ができるかといった視点も必要。

② 立地・交通アクセス

- ・歩行者を中心としたまちづくりが人流・賑わいを生み出し、周辺地域の活性化、価値向上に繋がるため、アクセスの良い場所、公共交通で行くことができる場所、「駅近・街中」に設置することが重要。

③ 施設の機能（複合化・多目的化）

- ・民間事業者の参画が施設の価値向上や収益性の確保にも繋がるため、施設単体ではなく、商業施設や遊技場、宿泊施設や健康福祉関連の施設など、複合的な機能を持たせること、また、コンサート利用など、多目的な場所にすることが重要。

④ 整備主体（県と民間事業者・市町村との連携）

- ・県の負担軽減やまちづくりに繋げるため、民間の様々な知見や経済力を活用し、スポーツに加えて、常に人が集まる地域のネットワーク拠点とし、賑わいの創出に繋げることで視野に入れることが重要。県だけではなく、意欲ある市町村との連携も重要。

⑤ コスト

- ・イニシャルコストだけでなく、持続可能な運営を鑑み、ランニングコストの県負担の軽減も考慮することが重要。

3. 整備の方向性について

第3回検討会議では、5つの基本的な考え方と、36の競技団体等のヒアリング結果を踏まえ、論点整理を行い、今後の施設整備の方向性を考える視点として、以下の7点を整理しました。

視点1 一般利用と興行の関係

- ・ スポーツを「する」「みる」のバランスを両立し、一般利用に加えて、興行等による地域活性化も念頭に置く必要がある。

視点2 まちづくりの視点

- ・ 施設は、まちづくりや地域活性化に寄与するものであり、周辺環境整備なども含め、地元市町村と連携しながら取り組む必要がある。

視点3 立地・交通アクセス

- ・ 「駅近・街中」、アクセスのよい立地が重要。障がいの有無に関わらず、県全体、他の地域から来やすいような立地やアクセスに配慮する必要がある。
- ・ 交通アクセスについて、公共交通利用を前提とし、大会・イベントの際にはその利用を促進する必要がある。

視点4 必要な規模・機能

- ・ 施設の利用実態や大規模（国際）スポーツ大会やプロスポーツ、アマチュア・学生の主要大会等の開催・運営に求められる施設・設備等を備える必要がある。
- ・ ユニバーサルデザインやインクルーシブの発想、防災や障がい者利用の観点での施設・設備等を整備する必要がある。

視点5 民間・市町村との連携

- ・ 民間の様々な知見や経済力などを取り入れることで、複合的・多目的な機能をもち、常に人が集まる拠点とする必要がある。
- ・ 施設の整備や維持について、意欲ある市町村や熊本市と協力・連携する必要がある。

視点6 整備・運営の主体・手法

- ・ 県負担の軽減や有効性の高い施設整備の観点から、民間活力の導入や民間事業者と連携した整備・運営を行う必要がある。

視点7 コスト・財源・財政負担

- ・ 県の財政負担の軽減の観点から、国や民間からの財源確保を積極的に行う必要がある。その際、県民共有財産として県民の出資や寄附金のような形で広く資金を集めることも考えられる。
- ・ イニシャルコスト（整備費用）だけでなく、ランニングコスト（維持管理運営費用）の双方で民間からの財源確保を進める必要がある。

これら7つの視点を踏まえ、検討対象4施設について、次のように整備の方向性として提言します。

(1) 藤崎台県営野球場（リブワーク藤崎台球場）

藤崎台県営野球場（リブワーク藤崎台球場）は、施設・設備の老朽化が進んでいるほか、収益性を高めるために必要となる野球以外のニーズ等に十分に対応できておらず、再整備が必要である。なお、現地再整備に係る関係法令との調整のハードルなどから、「移転再整備」が最も適当である。

【考え方】

- ・ 本球場は、1960 年（昭和 35 年）に竣工し、築 65 年経過しており、各設備の老朽化が進んでいるほか、スポーツを「みる」ニーズやユニバーサルデザインに対応できていない。また、グラウンドへの大型車両の搬入ができないといった施設構造上の課題などから、日本野球機構(NPB)の試合やキャンプ誘致、野球以外の用途に十分に対応できない。[視点 1, 4]
- ・ 屋内練習場の設置により、野球での利用が促進されるほか、野球以外での用途にも使用できるようにすることで、民間事業者との連携や収益性の向上、地域への様々な波及効果が期待できる。また、菊陽町が県営野球場誘致を検討しているように、意欲ある市町村と共同で整備できる可能性もあり、県費の負担軽減も期待できる。[視点 2, 4, 5, 6, 7]
- ・ しかし、現在地は熊本市中心部に位置するものの、駐車場に限りがあり渋滞の原因となっているほか、文化財保護法令等との調整が必要で、現地再整備にはハードルが高いことが予想される。[視点 3]
- ・ 以上から、本検討会議では、本球場は「移転再整備」とすることが最も適当という認識で一致した。

【付帯意見】

①移転先の選定について

- ・ 移転先については、「駅近・街中」といった公共交通機関等での交通利便性の高い場所が望ましい。

②新球場の需要創出について

- ・ NPB の試合数の増加やキャンプ誘致、台湾リーグや東アジア野球界との連携、コンサート等の野球以外の用途での活用を進めることが望ましい。

③現球場の取扱いに係る熊本市との連携について

- ・ 県財政が厳しい中で、県営の野球場として残すことは難しい状況ではあるが、他県に比べ硬式野球ができる球場数が県内に少ない現状も踏まえると、引き続き野球場として残すことが望ましい。その際、熊本市のまちづくりとの関係も考慮し、同市と連携して、今後の取扱いを検討するとともに、今後の利活用を想定した文化財保護法令等への対応方策についても模索すること。

(2) 熊本武道館

熊本武道館は、施設・設備が老朽化しているものの、県内武道界の象徴的施設であり、熊本市中心部で、公共交通機関でのアクセスが良好な立地に加え、本武道館への空調設置や環境改善を望んでおられる関係競技団体の意向を尊重し、当面、「改修」とすることが最も適当である。

【考え方】

- ・ 本武道館は、1971 年（昭和 46 年）に竣工し、築 54 年経過しており、更衣室やシャワー室などの設備の老朽化が著しい。また、関係競技団体からは空調がない点が最大の課題であるという声が大い。[視点 4]
- ・ 本武道館は、武道を「する」一般利用が主で、興行利用等の収益を生む機会が基本的にはないことから、民間事業者との連携による地域経済への波及効果を期待することは難しい。ただし、熊本市の都市公園内に立地しているため、同市との連携が期待できる。[視点 1, 2, 5, 6]
- ・ 大会利用も可能な新たな施設整備の要望があっているものの、通常の大会開催については、県内の体育館等で開催ができている状況。また、熊本市内中心部で、公共交通機関でのアクセスが良好な立地に加え、多くの武道関係者は本武道館を県内武道界の象徴的施設であるとの考えから、同施設の存続を希望されている。[視点 3]
- ・ 以上から、本検討会議では、本武道館は当面、「改修」とすることが最も適当という認識で一致した。

【付帯意見】

①改修への対応について

- ・ 改修については、優先順位に関わらず、早急に対応すること。

②新武道館整備のあり方検討について

- ・ 新武道館の整備については、武道館の長寿命化を進める中で、今後のあり方を検討していくことが望ましい。

(3) 熊本県立総合体育館

熊本県立総合体育館は、従来の社会体育施設としての役割に加え、国際スポーツ大会やプロスポーツの水準への対応が求められており、再整備が必要。また、体育館は、全天候型の施設で汎用性が高いこと、施設が「駅近・街中」に位置し、交通利便性が高いことなどから、民間投資による県費負担の軽減も期待でき、「現地再整備」が最も適当である。

【考え方】

- ・ 本体育館は、1982 年(昭和 57 年)に竣工し、築 43 年が経過。近年、国際スポーツ大会やプロスポーツなどの興行も開催されているものの、大規模な大会やプロリーグに求められる水準を満たしていない。[視点 4]
- ・ また、国際スポーツ大会やプロスポーツの需要が増加する中、従来は開催できていた学生等の大会が別施設での開催を余儀なくされており、従来の社会体育施設としての機能向上とプロスポーツ等のニーズの両面に対応していくことが求められる。[視点 1]
- ・ 加えて、体育館（アリーナ）は、全天候型の施設で、季節や天候に左右されないなど汎用性が高く、かつ、本体育館が「駅近・街中」に位置し、交通利便性が高いことなど、サウンディング調査結果においても民間事業者の参入の可能性が最も高い。さらに、民間事業者によるノウハウの導入により施設の複合化や多機能化が図られ、交流人口の増加にも寄与し、収益性向上が想定されることから、整備・運営における県費負担の軽減も期待できる。[視点 2, 3, 5, 6, 7]
- ・ 以上から、本検討会議では、本体育館は「現地再整備」とすることが最も適当という認識で一致した。

【付帯意見】

①スピード感を持った整備推進

- ・ 本体育館をホームとする「熊本ヴォルターズ」のB. LEAGUE PREMIER 参入を踏まえるとスピード感が重要。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 6 条の規定に基づく、民間事業者からの提案制度の活用についても検討すること。

②周辺まちづくりの核とするための熊本市との連携

- ・ 整備に当たっては、周辺のまちづくりや都市計画の面から、熊本市とも連携して取り組むこと。また、工法を工夫するなど、現在利用されている方への影響が小さくなるように配慮すること。

(4) 熊本県民総合運動公園陸上競技場（えがお健康スタジアム）

熊本県民総合運動公園陸上競技場（えがお健康スタジアム）は、築 27 年と比較的新しく、加えてラグビーワールドカップ 2019 の際に改修が行われている。現状、本競技場の最大の課題は、大会開催時における周辺道路の渋滞であり、ハード・ソフト両面での対策が進められていることから、「現状維持」とし、「交通アクセスの改善」に努めることが最も適当である。

【考え方】

- ・ 本競技場は、県内唯一の日本陸上競技連盟第 1 種公認陸上競技場であるとともに、県内唯一の日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）のスタジアム基準を具備するスタジアムとなっている。収容人数が多く、「ロアッソ熊本」のホーム戦等の際には多くの集客が見込まれる。[視点 4]
- ・ また、1998 年（平成 10 年）竣工で、築 27 年と比較的新しく、ラグビーワールドカップ 2019 の際に改修が行われており、現時点では、求められるニーズとの乖離は小さい。[視点 4]
- ・ 最寄りの鉄道駅が遠く（JR 光の森駅から徒歩 50 分）、また、バスの便数が少ないため、車で来場する利用者が非常に多く、駐車場不足や周辺道路の渋滞が最大の課題。そのため、現在、県において、新たな駐車場整備とアクセス改善事業など、ハード・ソフト両面での対策が進められている。[視点 3]
- ・ 以上から、本検討会議では、本競技場は「現状維持」とし、「交通アクセスの改善」に努めることが最も適当という認識で一致した。

【付帯意見】

①将来的な球技専用スタジアムの整備検討について

- ・ 将来的には、サッカーやラグビー、アメリカンフットボールなどの大会やスポーツ以外のイベントが街中で開催できるよう、市町村や関係者と調整のうえ、水前寺競技場などの再開発を通じた球技専用スタジアムの実現を目指すことが望ましい。

4. 優先順位について

事務局が実施した関係団体に対するヒアリングや、民間事業者に対するサウンディング調査の結果を踏まえ、①施設再生の必要性や、②民間投資等の可能性、③施設再生の効果の3つの要件を設定し、整備の優先順位についても検討を進めた。

その結果、熊本県立総合体育館の「現地再整備」を最優先とし、次いで藤崎台県営野球場の「移転再整備」とすることが最も適当と判断した。

また、熊本武道館の「改修（空調設備整備等）」については、安全な利用環境の確保という点から、優先順位に関わらず早急に取り組むを進めることが望ましいとの結論に至った。

【考え方】

① 施設再生の必要性

- 老朽化の状況や利用実態、スポーツを「する」「みる」ニーズとの乖離等から求められる施設機能の拡張・高度化の必要性などを勘案すると、築年数が比較的新しく、一定の改修が実施されている熊本県民総合運動公園陸上競技場以外は、施設再生の必要性が高いと考えられる。

② 民間投資等の可能性

- 施設利用の汎用性など、施設再生により見込まれる民間事業者の参画や県費負担軽減の可能性を勘案すると、熊本県立総合体育館、藤崎台県営野球場、熊本武道館の順で、民間投資等の可能性が高いと考えられる。

③ 施設再生の効果

- 興行利用の増大など、地域の賑わい創出や地域活性化の程度・可能性の高さを勘案すると、藤崎台県営野球場と熊本県立総合体育館が同位で、次いで熊本武道館の順でその効果・可能性が高いと考えられる。

以上から、本検討会議では、熊本県立総合体育館、藤崎台県営野球場、熊本武道館、熊本県民総合運動公園陸上競技場の順が最も適当という認識で一致した。

観 点 \ 施 設	藤崎台県営野球場 【移転再整備】	熊本武道館 【改修】	県立総合体育館 【現地再整備】	陸上競技場 【現状維持】
①施設再生の必要性	◎	◎	◎	△
②民間投資等の可能性	○	△	◎	—
③施設再生の効果	◎	△	◎	—
優先順位	2	3	1	4

【付帯意見】

① 藤崎台県営野球場の「移転再整備」について

- 今後、更なる整備費高騰の可能性もあることから、藤崎台県営野球場の「移転再整備」についても、優先順位1番の熊本県立総合体育館の「現地再整備」から間を置かずに取り組むことが望ましい。

5. 今後の検討に当たって

老朽化が進む県有スポーツ施設の整備の方向性を議論するに当たり、スポーツを「する」「みる」観点に加え、地域のまちづくり、地方創生等も意識しながら検討を進めて参りました。

その中で、スポーツ施設の再生は、県民の健康や充実した生活の実現に加え、交流人口の拡大や地域・経済の活性化につながる「地域の拠点」になりうる可能性を実感しました。

また、県内外から多くの人たちが集い、交流し、地域活力の向上に繋がる「地域の拠点」となるためには、スポーツ施設、いわゆるハード面の再生だけでなく、充実した施設を活用したスポーツ大会やエンターテインメント性の高い大規模イベントの開催など、ソフト面での取組みも極めて重要であるとの認識に至ったところです。

そのため、社会体育（スポーツを「する」観点）における、アマチュア・学生団体の主要大会開催に加え、「みる」観点での、国際スポーツ大会・プロスポーツチームの更なる振興や、スポーツに拘らない様々な興行イベントの開催など、県民に夢や感動を与えられるようなソフト面での充実も重要であると感じたところです。

加えて、最近の物価高騰の影響もあり、施設整備には想定以上の多額の費用を要することが判明し、改めて、民間のノウハウと投資の積極的活用が不可欠であると認識したところです。

そのため、地元経済界はもとより、国内外の民間事業者の協力を積極的に仰ぎながら、整備・維持管理経費の確保や、賑わい創出のための民間投資の促進、集客の核となる大規模イベントの開催等、県と民間事業者が連携し、整備から運営まで一体となって取り組まれることが望まれます。

また、先行事例も踏まえ、地元市町村との共創に加え、県民施設としての機運醸成を図るため、寄附金などの形で、広く県民が当該施設を支える仕組みの導入についても検討していただきたいと思います。

この他、検討会議での議論を通じて、交通アクセスに関する課題、特に駐車場不足について言及がありましたが、施設整備を進める中で、可能な限り公共交通機関を利用していくことを広く県民に呼びかけていくことも重要です。

木村県政のキーワードである「共創」を念頭に、県・競技関係者だけでなく、市町村や民間事業者、なによりも県民に喜ばれるハード・ソフト両面を追求した取組みを進めていただくことを期待します。

以上

○公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議設置要綱

(目的)

第1条 老朽化等の課題を抱えるスポーツ施設の整備の方向性を県において決定するに当たり、スポーツを「する側」と「見る側」の視点や、各施設が地域のまちづくり・地方創生に有する価値等を踏まえ、民間活力の導入や民間事業者主体の整備を含め、様々な観点から検討を行うことを目的に、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 検討会議は、前条の趣旨に則り、次の事項について検討する。

- (1) 公民連携によるスポーツ施設の整備に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会議は、知事が委嘱する委員により構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。ただし、協議が令和6年度（2024年度）中に終了しない場合は、1年間任期を延長できるものとする。また、委員の再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、新たに委員を選任することができる。
- 4 新たな委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(運営)

第4条 検討会議は、県が招集する。

- 2 検討会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 検討会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長は、検討会議を代表し会議を総括する。
- 5 検討会議には、委員の代理者の出席を認める。
- 6 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 7 検討会議は、原則公開とする。

(関係者の出席)

第5条 検討会議は、必要と認めるときは、委員以外の出席を認め、意見及び説明を徴取することができる。

(報償費及び旅費)

第6条 委員（代理出席者含む。）には、「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、観光文化部スポーツ交流企画課が担当する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）10月15日から施行する。

○公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属
1	澤田 道夫	熊本県立大学 総合管理学部 教授 同大学院 アドミニストレーション研究科 研究科長
2	[令和6年度]島田 源太 [令和7年度]野田 珠実	熊本経済同友会 熊本の魅力発信委員会 委員長 熊本経済同友会 副代表幹事
3	田原 謙一郎	日本銀行 熊本支店 支店長
4	寺野 慎吾	熊本県スポーツ施設協会 会長
5	永原 聖也	熊本商工会議所 都市戦略委員会 委員長
6	[令和6年度]西村 浩二 [令和7年度]平江 公一	公益財団法人 熊本県スポーツ協会 専務理事
7	[令和6年度]平江 公一 [令和7年度]鬼塚 博光	熊本県高等学校体育連盟 会長
8	藤塚 千秋	熊本学園大学 社会福祉学部 ライフ・ウェルネス学科 教授
9	森 敬輔	公益社団法人 熊本県観光連盟 会長
10	[令和6年度]山本 行文 [令和7年度]塚本 直子	熊本県障害者スポーツ・文化協会 理事

○参考資料（検討会議における方向性の考え方）

第4回検討会議では、整備の方向性や優先順位について、客観的な事実関係を基に導き出すため、5つの基本的な考え方及び7つの視点を踏まえ、以下の判断基準等を設定し検討を行いました。

（1）方向性の選択肢

整備の方向性の選択肢として、以下の4つを設定した。

- ①「現地再整備」（新設）
- ②「移転再整備」（新設）
- ③「改修」（公共施設として一般的な維持管理・運営に必要な施設・設備の整備）
- ④「現状維持」

（2）判断のための4つの観点

方向性の選択肢を判断するために、以下の4つの観点を設定した。

- ① 施設再生の必要性 … 施設の老朽化・求められるニーズとの乖離
- ② 民間投資等の可能性 … 収益性・民間資金等の確保、県費負担軽減の見込み
- ③ 施設再生の効果 … 地域へのインパクト・波及効果
- ④ 移転の必要性 … 現地再整備の制約の有無、交通アクセスの利便性

（3）判断基準

4つの方向性の選択肢について、以下のとおり判断基準を設定した。

「現地再整備」

- ① 施設再生の必要性
→ 施設の老朽化や求められるニーズとの乖離があり、再整備することが最も適当。
- ② 民間投資等の可能性
→ 民間資金による財源確保等により、県費負担の軽減が期待できる。
- ③ 施設再生の効果
→ 地域へのインパクトや波及効果が期待できる。
- ④ 移転の必要性
→ 現地での再整備に制約や課題が少ない。交通アクセスの利便性が高い。

「移転再整備」

- ① 施設再生の必要性
→ 施設の老朽化や求められるニーズとの乖離があり、再整備することが最も適当。
- ② 民間投資等の可能性
→ 民間資金による財源確保等により、県費負担の軽減が期待できる。
- ③ 施設再生の効果
→ 地域へのインパクトや波及効果が期待できる。
- ④ 移転の必要性
→ 現地での再整備に制約や課題が大きい。交通アクセスに課題がある。
※移転先の検討に当たっては、土地確保の見通しや立地市町村の地元協力・負担等を考慮する必要がある。

「改修」

- 施設再生の必要性
→ 施設が老朽化し、求められるニーズとの乖離があるが、改修で対応することが適当。

「現状維持」

- 施設再生の必要性
→ 施設が比較的新しく、求められるニーズとの乖離も少ない。